

受検に係る特別配慮申請

障害又は病気、怪我等（以下「障害等」という。）のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害等のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害等があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 1 障害等があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、在籍する中学校等を通じて、出願を検討している高等学校長に相談することができる。
- 2 受検に係る特別配慮申請書（様式 2 1）により、志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。なお、各選抜の本検査では、原則として志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の 1 週間前までに、その他第 2 次募集等の選抜では、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに行うこととする。
- 3 定形（長形 3 号）の封筒（110 円切手（料金改定があったときは改定後の料金の切手）を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。）を添えて提出する。
- 4 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者については、原則として、協議を要さない。
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。
- 5 特別の配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式 2 2）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ原則として送付する。
- 6 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。
- 7 「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第 1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」において、各高等学校で校内放送施設を使って実施する全ての検査についての配慮申請（難聴のため、日常使用している補聴器を使用して受検を希望する場合も含む。）も、上記 1～5 と同様とする。